

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第百八十一号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十九年十一月三十日（金属鋳業に属する工場又は指定作業場にあつては、平成三十一年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 から 6 まで （現行のとおり）</p> <p>附則別表 （現行のとおり）</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十九年十一月三十日（金属鋳業及び溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）に属する工場又は指定作業場にあつては、平成二十八年十一月三十日）までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 から 6 まで （略）</p> <p>附則別表 （略）</p>